

申請をお忘れなく！

子ども手当の制度が変わりました

10月～平成24年3月

手当月額 (子ども1人当たり)

●0歳～3歳未満(一律) 1万5000円

●3歳～小学校修了前

(第1子・第2子) 1万円

(第3子以降) 1万5000円

●中学生(一律) 1万円

変更となった支給要件

●子どもの居住地

前 国外でも支給

後 国内に限定(留学等を除く)

●施設等に入所または里親に委託の場合

前 不支給または父母等に支給

後 施設の利用者(里親等に支給)

●離婚協議中などで別居している場合

前 子どもの生活費を主に負担している者に支給

後 子どもと同居している者に支給

(単身赴任の場合を除く)

●その他

未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても父母と同様の要件で支給

申請方法

受給する全ての人の申請が必要です。

●これまで受給していた人

ご案内を送付しますので、ご確認ください。(公務員の場合は勤務先へ申請してください)

●これまで受給していなかった人

要件の変更により、新たに受給者となる場合があります。

詳しくは支援課へ問い合わせてください。



担当:江口

問 こども部 支援課
☎ (23)9216

保健連絡協議会だより

がん予防推進員ってどんな人？

がん予防推進員とは、がんに関する正しい知識と早期発見・早期治療の大切さを学び、がん予防とともにがんで亡くなる人を減らすことを目的として、がん予防に関する情報提供等をボランティアで行ってもらう人のことです。

主な活動内容

- ◆地域や職場でがん検診の受診を勧奨
- ◆がん検診受診の状況、がん検診のあり方等の意見交換会(2か月に1度)
- ◆がんについての講演会等への参加呼びかけ

武雄市内のがん予防推進員 94人

(佐賀県主催の養成講座を受講し、県より委嘱された人)

胃がんで父を亡くしているので、興味がありましたが、肝がんの怖さも学びました。これから周囲に注意するよう伝えていきたい。

がん予防推進員さんの声

家族・地域の方々に早期発見・早期治療が出来れば、がんは治せるということを強く訴え、検診をすすめていきたい。

来年も養成講座は実施される予定です！

問 くらし部
がん検診率向上課
☎ (23)9131



担当:井手

がん予防のための活動は地道に一步ずつ進めなければ地域の人へは浸透しません。

一人ひとりの力が合わさって、がんに向き合い、がんを負けることのない社会の実現に向けて大きな力となることを期待します。